農業科学・水産		
農業農村工学		
森林・自然環境		
（略）	（略）	
国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）	（略）	
政治・国際		
法律		
経済		
人間科学		
デジタル		
工学		
数理科学・物理・地球科学		
化学・生物・薬学		
農業科学・水産		
農業農村工学		
森林・自然環境		
教養		
（略）	（略）	

農業科学・水産		
農業農村工学		
森林・自然環境		
（略）	（略）	
国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）	（略）	
政治・国際		
法律		
経済		
人間科学		
（新設）		
工学		
数理科学・物理・地球科学		
化学・生物・薬学		
農業科学・水産		
農業農村工学		
森林・自然環境		
教養		
（略）	（略）	

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和三年十二月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　任命権者は、この規則の施行前に規則八―一八第十九条の規定に基づき告知された採用試験の結果に基づいて作成されたこの規則による改正前の規則八―一八別表第一国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項中電気・電子・情報の区分試験に係る採用候補者名簿でこの規則の施行の際現に有効なものに記載された者の中から、なお従前の例により職員を採用することができる。

（準備行為）

第三条　人事院及び試験機関は、この規則の施行の日前においても、この規則による改正後の規則八―一八別表第一国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項中デジタルの区分試験、同表国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項中デジタルの区分試験及び同表国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項中デジタル・電気・電子の区分試験の実施に必要な準備行為をすることができる。

○国家公安委員会規則第七号

特定秘密の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第百七十号）の施行に伴い、及び警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、国家公安委員会における特定秘密の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年六月三十日

国家公安委員会委員長　棚橋　泰文

国家公安委員会における特定秘密の保護に関する規則の一部を改正する規則

国家公安委員会における特定秘密の保護に関する規則（平成二十六年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（職員の範囲の制限）	（職員の範囲の制限）
第四条　［略］	**第四条**　［同上］
2　特定秘密管理者は、前項の特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を、書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）を含む。第九条第二項、第十条第二項、第十二条第二項及び第三項後段、第十六条第四項及び第五項後段、第十七条第三項及び第四項後段並びに第四十八条を除き、以下同じ。）に記載しておくものとする。	2　特定秘密管理者は、前項の特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を、書面に記載し、又は電磁的に記録しておくものとする。